

開発行為許可申請書類一覧（法第29条第1項又は第2項）

日 立 市

別表	開発行為許可申請書類一覧(法第29条第1項又は第2項)	記載すべき事項
1	開発行為許可申請書 (別記様式第二)	事業主・工事施行者住所等は、ハイフン等で省略をせずに正確に記載する
2	設計説明書(自己の居住用は不要)	
3	委任状	第三者に手続きを委任する場合 (住所・氏名・郵便番号・電話番号を記入,法人の場合は担当者名記入)
4	関係公共施設管理者の開発行為同意書 (土木事務所,土地改良区等)	
5	公共公益施設管理者等に関する書類 (新たに設置される公共施設)	
6	同上 (従前の公共施設)	
7	公共公益施設管理者等との協議書(都市計画法第32条の同意書)	
イ	公共施設の管理者,公益施設の管理者 (道路、水路、公園、水道、下水道、ごみ集積所、集会所等)	
ロ	義務教育設置義務者 (20ha以上の場合)	
ハ	水道事業者	
ニ	一般電気事業者 (40ha以上の場合)	
ホ	ガス事業者 (40ha以上の場合)	
ヘ	地方鉄道業者,軌道経営者 (40ha以上の場合)	
8	イ 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 (土地)	
ロ	同上 (工作物)	
9	開発区域の土地明細表	土地の所在地,地番,地目,地積,所有者及び所有権以外の権利者を各々記入し、一覧表とすること。
10	開発区域の登記事項証明書	3箇月以内のもの
11	資金計画書 (別記様式第三) (自己居住用・又は自己業務用で1ha未満の場合は不要。)	融資(見込)証明書,預貯金残高証明書
12	設計者の資格に関する申立書,及び証書等 (1ha未満の場合は不要。)	
13	申請者の資力信用に係る書類,申立書 (自己居住用・又は自己業務用で1ha未満の場合は不要。)	会社登記簿謄本(個人については住民票(市内居住者は不要))・定款・事業経歴書・役員の略歴 ・前年度の財務諸表・納税証明書(個人:所得税,法人:法人税,様式:(その1)※所轄税務署) (なお、小規模な開発行為の場合などはこの一部を省略できるものとする。)
14	工事施工者の資力信用に係る書類,申立書 (自己居住用・又は自己業務用で1ha未満の場合は不要。)	会社登記簿謄本(個人については住民票(市内居住者は不要))・定款・事業経歴書・ 納税証明書(個人:所得税,法人:法人税,様式:(その1)※所轄税務署)
15	34条第13号に該当する権利を証する書類 (34条第13号該当の場合)	登記事項証明書・賃貸契約書・農地転用申請書の写し
16	その他必要な書類	その他の公共水路,及び排水路に流入する場合は流入同意書等,開発区域は赤で外周を明示,各図とも作成又は設計者の記名
A	開発区域位置図 (1万分の1地形図)	
B	開発区域区域図 (2千5百分の1都市計画図)	
C	開発区域土地の公図の写し (5百分の1)	3箇月以内のもの,写した場所・日付・縮尺・方位を記入,転写者の記名
D	地積測量図 (5百分の1以上)	全体求積図,宅地求積図,公共施設求積図(新・旧),公共施設求積図(ごみ集積所,集会所)
E	設計図	
イ	現況図 (2千5百分の1以上,区域図と兼用可)	地形,開発区域内及び周辺の公共施設,等高線(間隔2m),樹木又は樹木の集団(1ha以上), 表土の状況(1ha以上)
ロ	土地利用計画図 (1千分の1以上)	開発区域の境界,公共施設の位置,形状,予定建築物の敷地の形状,予定建築物の用途,公益的施設の位置, 樹木又は樹木の集団の位置,緩衝帯の位置,形状
ハ	造成計画平面図 (1千分の1以上)	開発区域の境界,切土・盛土部分,がけ,擁壁の位置,道路の位置,形状,幅員,勾配
ニ	造成計画断面図 (1千分の1以上,高低差の著しい箇所)	切土又は盛土をする前後の地盤面
ホ	排水施設計画平面図 (5百分の1以上)(雨水,汚水) 構造図,縦断面図	排水区域界,排水施設の位置,種類,材料,形状,内のり寸法,勾配,水の流れの方向, 吐口の位置,放流先の名称
ヘ	給水施設計画平面図 (5百分の1以上,排水施設計画平面図と兼用可)	給水施設の位置,形状,内のり寸法,取水方法,消火水利の位置,防火水槽構造図
ト	がけの断面図 (5十分の1以上,切土2m超,盛土1m超,切盛土2m超)	がけの高さ,勾配,土質,切土,盛土以前の地盤面,がけ面保護の方法
チ	擁壁の断面図,構造図,安定計算書(応力度計算含む)又は大臣認定書 (地盤高低差0.5m未満であれば不要。0.5m以上~1mの場合は,構造図のみ。)	擁壁の寸法,勾配,擁壁材料の種類,寸法,裏込コンクリートの寸法,透水層の位置,寸法, 擁壁の位置する前後の地盤面,基礎地盤の土質,基礎ぐいの位置,材料及び寸法
リ	公園平面図,公園施設構造図	

ヌ	道路標準横断面図	
ル	ごみ集積所構造図	日 立 市
ヲ	その他	平面図・立面図(予定建築物が決定している場合。),その他必要と認める書類